

重要事項説明書(入所)

【介護老人保健施設 葵の園・川崎南部】

1割負担

令和 8年 6月 1日 現在

(規定の目的)

第1条

介護老人保健施設 葵の園・川崎南部(以下「当施設」という。)は、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した、介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者および利用者の身元引受人は当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本規定の目的とします。

(適用期間)

第2条

本規定は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和3年2月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条

- 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ)であること。
 - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本規定上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、または利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の背信行為または反社会的行為を行った場合、当施設は利用者および身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があった時、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無ならびにこれらの残額および支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条

- 1 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条

- 1 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
 - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活できると判断された場合。
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本規定に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合。
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会行為を行った場合。
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由により、当施設を利用させることができない場合。
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本規定に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条

- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本規定に基づく介護保健施設サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された、月ごとの合計額および利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の月末までに支払うものとします。

（記録）

第7条

- 1 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して、当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合、その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた時は利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体拘束等）

第8条

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条

- 1 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務とし明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等への通知
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

(事故発生時の対応)

第11条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条

利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条

- 1 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(第三者評価実施状況)

第14条

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

(利用契約に定めのない事項)

第15条

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設 葵の園・川崎南部のご案内

1. 事業者の概要

- ① 法人名称 医療法人社団 葵 会
- ② 所在地 〒277-0803 千葉県柏市小青田1-3-12
- ③ 代表者 理事長 新谷 幸義
- ④ 電話番号

2. 施設の概要

(1)施設の名称等

- ① 施設名 介護老人保健施設 葵の園・川崎南部
- ② 開設年月日 平成25年4月1日
- ③ 所在地 〒210-0822
神奈川県川崎市川崎区田町2丁目9番2号
- ④ 電話番号 044-277-6600
- ⑤ FAX 番号 044-277-6608
- ⑥ 定員 100名 (短期入所療養介護を含む)
- ⑦ 管理者名 施設長 石井 高暁
- ⑧ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1455080031)

(2)施設の職員体制 (短期入所療養介護施設を兼務します) (単位:人)

No	職 種	常 勤	非常勤	実人員	換算人員	夜間配置	業 務 内 容
1	施設長(医師)	1		1	1.0		管理者(兼)医師
2	医 師 (施設長兼務)	1		1	1.0		医学的管理
3	薬剤師	1		1	0.6		調剤及び薬剤管理
4	看護職員	11	3	14	12.0	1	看護業務
5	介護職員	26	5	31	30.1	3	介護業務
6	支援相談員	2	2	4	3.0		処遇全般のマネージメント
7	理学療法士	4		4	4.0		理学療法による訓練業務
8	作業療法士	2	2	4	2.8		作業療法による訓練業務
9	言語聴覚士	1	1	2	1.8		言語療法による訓練業務
10	管理栄養士	1		1	1.0		給食管理業務
11	介護支援専門員	1	1	2	1.0		ケアマネージメント業務
12	事務職員	3	1	4	4.0		総務・経理事務等の業務
13	その他職員		10	10	8.0		設備保全、環境整備
	合 計	54	25	79	70.3	4	

【令和 8年 4月 1日時点】

(3)入所定員等

- ① 定員 100名 (短期入所療養介護を含む)
- ② 療養室 個室 12室 2人室 2室 4人室 21室 計35室

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力を頂いております。

① 協力医療機関

名 称 医療法人社団 葵会 AOI国際病院
所在地 神奈川県川崎市川崎区田町2丁目9番1号

② 協力歯科医療機関

名 称 医療法人社団 葵会 AOI国際病院
所在地 神奈川県川崎市川崎区田町2丁目9番1号
※ かかりつけの歯科医院による診察が可能です。

4. 施設の特徴等

(1)介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの、介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

更に、家庭復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますのでご理解いただいた上で、ご利用ください。

(2)介護老人保健施設 葵の園・川崎南部の運営方針

当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における看護及び、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、ご利用者様がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、ご利用者様の居宅における生活への復帰を目指すものです。

療養にあたっては、ご利用者の意志及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立った介護保健施設サービスの提供に努め、明るく家庭的な雰囲気の中、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保険医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

5. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事(朝食/8:00～8:45、昼食/12:00～13:00、夕食/18:00～18:45)
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者には特別浴槽で対応)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理・美容サービス
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他

* これらのサービスの中には、基本料金とは別にご利用者様の方から利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。(別紙ご参照方)

6. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です)
詳細は別紙「利用料金一覧表」をご参照ください。

- * 初期加算(Ⅱ):入所した日から30日以内に限り、1日33円が加算されます。
- * 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記料金に代えて388円加算となります。
- * 夜勤職員配置加算:夜勤時間帯に直接介護する職員をご利用者20人あたり1人の割合で配置した場合、1日26円が加算されます。
- * サービス提供体制強化加算:直接介護する職員の配置によって上記料金に(Ⅰ)24円、(Ⅱ)20円、(Ⅲ)7円のいずれかが加算されます。
- * 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口:介護職員等の処遇の改善の目的のため、総単位数の9.7%が料金に加算されます。
- * 緊急時治療管理加算:入所中に容態が急変し、緊急の処置を行った際に上記料金に1日556円が加算されます。(月3日まで)
- * 所定疾患施設療養費(Ⅰ):入所中に肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎になったご利用者様に対し、投薬、検査、注射を行った場合に1日257円が加算されます。
- * 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ):在宅復帰率、及びベッド回転率等、その他の指標により、上記基本料金に1日55円が加算されます。
- * 短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ):病院を退院されてから3ヶ月間の間、集中的にリハビリテーションを行った場合、上記料金に1日215円が加算されます。
- * 認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ):当施設に入所をされてから3ヶ月間の間、認知症状認められた方に対し、集中的に認知症対応のリハビリテーションを行った場合、上記料金に1日129円が加算されます。
- * 退所時情報提供加算(Ⅰ):1ヶ月以上入所された方が退所後の主治医に対し診療情報提供書を交付した際に上記料金に1回536円が加算されます。
- * 経口維持加算(Ⅰ):お食事等にトロミをつけて対応されているご利用者様に対し、経口でのお食事摂取維持を目指して計画、評価を行った場合、1月につき429円が加算されます。
- * 経口維持加算(Ⅱ):入所者の傾向による継続的な食事の摂取を支援する為の会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、1月につき108円が加算されます。

＊ 入退所前連携加算(Ⅰ)：

①入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、ご利用者様が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、ご利用者様の同意を得て、退所後の居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用方針を定める。

②入所期間が1月を超えるご利用者様が退所し、その居宅において居宅サービスまたは地域密着型サービスを利用する場合において、ご利用者様の退所に先立ってご利用者様が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、ご利用者様の同意を得て、ご利用者様の診療状況を示す文書を添えてご利用者様に係る居宅サービスまたは地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービスまたは地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

①と②の要件が満たされた場合、644円が加算されます。(1回限り)

＊ 入退所前連携加算(Ⅱ)：入退所前連携加算(Ⅰ)の算定要件②を満たすと429円が加算されます。(1回限り)

＊ 入所前後訪問指導加算：1月を越えるご利用者の居宅に訪問し、退所を目的とした施設サービス計画及び診療方針の決定を行った場合に1回(Ⅰ)483円、または(Ⅱ)515円が加算されます。

＊ ターミナルケア加算11：お看取りのご利用者様に限り、死亡日以前31日以上45日以下ご利用者様に対して、1日78円が加算されます。

＊ ターミナルケア加算21：お看取りのご利用者様に限り、死亡日以前4日以上30日以下ご利用者様に対して、1日172円が加算されます。

＊ ターミナルケア加算31：お看取りのご利用者様に限り、死亡日前々日、前日ご利用者様に対して1日976円が加算されます。

＊ ターミナルケア加算41：お看取りのご利用者様に限り、死亡日にご利用者様に対して、2,037円が加算されます。

＊ 安全対策体制加算：外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、22円が加算されます。
(入所時1回限り)

＊ 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)：ご利用者様ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に係る基本的な情報を、科学的介護情報システム(LIFE)を用いて厚生労働省に提出、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合、1月に43円が加算されます。

② 食事費 1日あたり 2,010 円（食材料費、調理費等を含みます）

内訳 朝食:580円 / 昼食:780円 / 夕食:650円

* 療養食加算:管理栄養士によって管理され、かつ厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合は、1食につき7円が加算されます。

負担内訳表(30日換算)

		(非課税)		
		1日	1ヶ月	補足給付
第1段階	○生活保護受給者 ○市町村民税世帯非課税の老齢 福祉年金受給者	300 円	9,000 円	51,300 円
第2段階	○市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	390 円	11,700 円	48,600 円
第3段階①	○市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超120万円以下の方	650 円	19,500 円	40,800 円
第3段階②	○市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円超の方	1,360 円	40,800 円	19,500 円
第4段階	○上記以外の方	2,010 円	60,300 円	0 円

③ 居住費

負担内訳表(1日あたり)

		(非課税)		
		多床室	多床室2人	従来型個室1人
第1段階	○生活保護受給者 ○市町村民税世帯非課税の老齢 福祉年金受給者	0円	0円	550円
第2段階	○市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円以下の方	430円	430円	550円
第3段階①	○市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超120万円以下の方	430円	430円	1,370円
第3段階②	○市町村民税世帯非課税であって 課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円超の方	430円	430円	1,370円
第4段階	○上記以外の方	660円	660円	1,900円

(2)その他料金

- ① 特別室利用料(1日あたり/税込み)
個室:3,520円、二人部屋:1,650円
- ② 理・美容代 実費 特別な理美容をご希望の場合は別途資料をご覧ください。
健康管理料 実費 インフルエンザ予防接種等にかかる費用等があります。
- ③ そ の 他 (日常生活用品費、教養娯楽費、テレビ代等)は別紙資料をご覧ください。

(3)支払い方法

- ① 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。
- ② お支払方法は、現金、銀行振込、引落の三つの方法があります。
入所契約時にお選び下さい。
- ③ 施設窓口での支払受付時間は、午前10時から午後5時となっております。
- ④ 銀行振込の場合は、入金確認ができました時点で、領収書を発行致します。
翌月度の請求書をお届けする際に、領収書も同封させていただきます。
- ⑤ ご利用者様(お支払者様)が正当な理由もなく、利用料を1ヶ月以上滞納された場合は、契約を解除する場合がございますのでご承知ください。

7. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している
事前に担当の介護支援専門員(ケアマネージャー)にご相談ください。

(2)サービスの終了

- ① ご利用者様の都合でサービスを終了する場合
サービス終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく
場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。
- ③ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
イ) 介護保険給付を受けていた利用者の要介護区分が、非該当若しくは要支
援と認定された場合。
ロ) ご利用者様をご逝去された場合。

(3)その他

- ① 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、
ご利用者様やご家族様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、
または当事業者が破産した場合は、ご利用者は文書にて解約を通知すること
によって即座にサービスを終了することができます。
- ② ご利用者様やそのご家族様等が当事業者のサービス従業者または他のご利用者様
に対し、暴言、暴力、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行
った場合は、当事業者は文書にて通知することにより即座にサービスを終了させ
ていただく場合がございます。
- ③ ご利用者の体調の急変及び精査、加療を要することにより医療機関等に入院
された場合は、その日をもって契約を解除することとなります。

8. 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面 会 …………… 月曜日～日曜日 午前 10:00～午後 7:00
- ② 外出・外泊 …………… 事前にお申し出下さい。外泊時には家庭での療養の注意点等ご家族様にお願いする事項もあります。
- ③ 飲酒・喫煙 …………… 当施設の利用期間中は、ご遠慮下さい。
- ④ 火気の取扱い …………… ライター等の火気の持ち込みはご遠慮下さい。
- ⑤ 設備・備品の利用 …………… ご希望に添いかねる物もございますので、職員に申し出て下さい。

- ⑥ 所持品・備品等の持込 …… 衣類に関してはご家族様にて管理となっております。衣類等名前の記入できる物には全てお名前を記入して下さい。
それ以外のものに関しては職員に申し出て下さい。
特にドライヤー、テレビやラジオ、照明等コードを有する物品については持込を禁止致します。
電池式、充電式については可としますがお申し出下さい。
- ⑦ 金銭・貴重品の管理 …… 原則お預かりできません。
やむを得ない場合には、事務室にご相談ください。
- ⑧ 施設外での受診 …………… 施設入所の証明書が必要ですので、必要な場合は、外泊時（外泊時等）に証明書をお受け取り下さい。また受診時には必ず証明書を医療機関等にご提示下さい。
- ⑨ お部屋の移動 …………… 療養室は決まっていますが、ご利用者様の状況等で、お部屋を移動することが考えられます。お部屋移動時は、ご家族様へご連絡致しますのでご了承ください。

- ⑩ 飲食物の持込 …………… ご家族様と一緒に施設内での飲食はご自由ですが、当日の体調や食事制限の適応等もございますので、事前に何を召し上がるかフロアスタッフにお知らせ下さい。
誤嚥や窒息、食中毒等の危険性があるため、食べ残しやお土産等は療養室に置かず、必ず全てお持ち帰りください。
また、他のご利用者様、ご家族様への御心付けや御裾分けも、同様の理由からご遠慮ください。感染症の流行時期は感染予防対策のため飲食物の持ち込みを制限させていただきます場合がございます。
- ⑪ 禁止事項 …………… 当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂く為に、ご利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」等は禁止します。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中にご利用者の容態に変化等があった場合は、状況に応じ、救急隊、親族、主治医、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

10. 非常災害対策

- ① 防災時の対応： 事業所防災規定による
- ② 防 災 設 備： 前①項の規定に沿った設備を設置
(スプリンクラー、消火器、消火栓、消防署への非常通報設備完備)
- ③ 防 災 訓 練： 年2回実施 (内1回は夜間の火災を想定した訓練を行います)
- ④ 防災責任者： 防災担当 山口 高広

11. サービス内容に関する相談・苦情等受付窓口

- ① 当施設の相談・苦情等受付窓口
担 当：介護老人保健施設 葵の園・川崎南部
支援相談員

電 話：044-277-6600 (Fax:044-277-6608)
時 間：午前 8:30～午後5:30 (月曜日～土曜日)

※ ご不明な点に関しましては、お気軽にお問い合わせください。
- ② 市や県の相談・苦情等受付窓口
市区町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。
 - イ) 川崎市の受付窓口
担 当：川崎市健康福祉部 監査指導課
電 話：044-200-2649 (Fax:044-200-2382)
 - ロ) 神奈川県 of 受付窓口
担 当：国民健康保険団体連合会 相談係
電 話：0570-02-2110 (Fax:0570-03-3110)

12. その他

施設についての詳細はパンフレット等が用意しておりますので、ご請求ください。

- 附則
1. この説明書は、平成25年04月01日から施行する。
 2. この説明書を一部改訂し、平成26年04月01日から実施する。
 3. この説明書を一部改訂し、平成27年04月01日から実施する。
 4. この説明書を一部改訂し、平成27年05月01日から実施する。
 5. この説明書を一部改訂し、平成28年06月01日から実施する。
 6. この説明書を一部改訂し、平成29年04月01日から実施する。
 7. この説明書を一部改訂し、平成30年04月01日から実施する。
 8. この説明書を一部改訂し、令和元年05月01日から実施する。
 9. この説明書を一部改訂し、令和元年10月01日から実施する。
 10. この説明書を一部改訂し、令和02年04月01日から実施する。
 11. この説明書を一部改訂し、令和03年02月01日から実施する。
 12. この説明書を一部改訂し、令和03年04月01日から実施する。
 13. この説明書を一部改訂し、令和03年08月01日から実施する。
 14. この説明書を一部改訂し、令和04年10月01日から実施する。
 15. この説明書を一部改訂し、令和06年04月01日から実施する。
 16. この説明書を一部改訂し、令和06年06月01日から実施する。
 17. この説明書を一部改訂し、令和06年08月01日から実施する。
 18. この説明書を一部改訂し、令和07年04月01日から実施する。
 19. この説明書を一部改訂し、令和08年06月01日から実施する。

(当内容で契約する場合は、以下のことを確認すること)

令和 年 月 日

介護老人保健施設「葵の園・川崎南部」の入所利用開始にあたり、利用者に対しして、
契約書及び本規約に基づいて重要事項を説明しました。

〈事業者〉 所在地 川崎市川崎区田町二丁目9番2号
名 称 医 療 法 人 社 団 葵 会
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部

説明者 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人保健施設「葵の園・川崎南部」
入所利用について、重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

〈代理人〉 住 所 _____

氏 名 _____ (印)